

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部開発審査課

番号 11

許認可等の内容		優良宅地の認定
根拠法令及び条項		租税特別措置法 第28条の4第3項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の6第3項第7号イ
審 査 基 準	関係条項	租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成及び優良な住宅の新築の認定に関する規則
	基準 (未設定の場合はその理由)	開発行為の許可（個票番号1）に準ずる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）